

完了検査

実施日	2023-02-01	
登録物件名	韮崎市藤井町 K様邸	
事業者名	デザインハウス甲府	
事業者立合者	梅屋 大樹	
報告者	梅屋 大樹	
総合判定	適合	

【凡例】「方法」欄 A:目視確認 B:計測確認 C:仕様通知書との照合確認

「判定」欄 ○:仕様通知書通り、指摘なし △:仕様通知書と相違あり、指摘あり、施工未完了 -:判定なし、該当なし

※未施工の部位がある場合、総合判定は「指摘あり」となります。

1.仕上げ工事

No.	項目	基準値	実測値	方法	判断
1-1	基礎に仕上げ工事（塗装）する。			A	○
1-2	基礎配管部分へのコーキング措置をする。			A	○
1-3	換気設備を図面通りに設置する。			A	○
1-4	給湯設備は仕様書通りのものを設置する。			A	○
1-5	キッチン設備は仕様書通りに設置する。			A	○
1-6	釘止め部分には、タッチアップ施工がされているか			A	○
1-7	浴室設備は仕様書通りに設置する。			A	○
1-8	洗面設備は仕様書通りに設置する。			A	○
1-9	トイレ設備は仕様書通りに設置する。			A	○
1-10	床下・天井点検口は図面通りに設置する。			A	○
1-11	上下水道配管の接続工事後、水圧検査等を行う。			A	○
1-12	浄化槽設置工事をメーカー工事要綱通りに行う。（必要な場合）			A	○
1-13	住宅用防災機器（熱感知器・煙感知器等）を仕様書・図面通りに設置する。			A	○

1-14	太陽光発電システム工事はメーカー指定通りに行う。（必要な場合）			A	○
1-15	エアコン設置工事・物干取付工事・カーテンレール取付工事・可動棚設置工事・下駄箱設置工事等を必要個所に行う。			A	○
1-16	クロス工事の際、ビス頭が目立たないように専用パテ処理を施す。			A	○
1-17	クリーニング工事後、傷などがいないか確認し、必要個所にはリペア（補修工事）を行う。			A	○
1-18	残材・工事看板・仮設トイレ・仮設電気などを撤去。			A	○

【備考】

特記事項

--

1-1口基礎に仕上げ工事（塗装）する。(1/3)

備考



1-1口基礎に仕上げ工事（塗装）する。(2/3)

備考



1-1口基礎に仕上げ工事（塗装）する。(3/3)

備考



1-2口基礎配管部分へのコーキング措置をする。

備考



1-3口換気設備を図面通りに設置する。

備考



1-4口給湯設備は仕様書通りのものを設置する。

備考



1-5口キッチン設備は仕様書通りに設置する。

備考



1-7 浴室設備は仕様書通りに設置する。

備考



1-8口 洗面設備は仕様書通りに設置する。

備考



1-9 トイレ設備は仕様書通りに設置する。(1/2)

備考



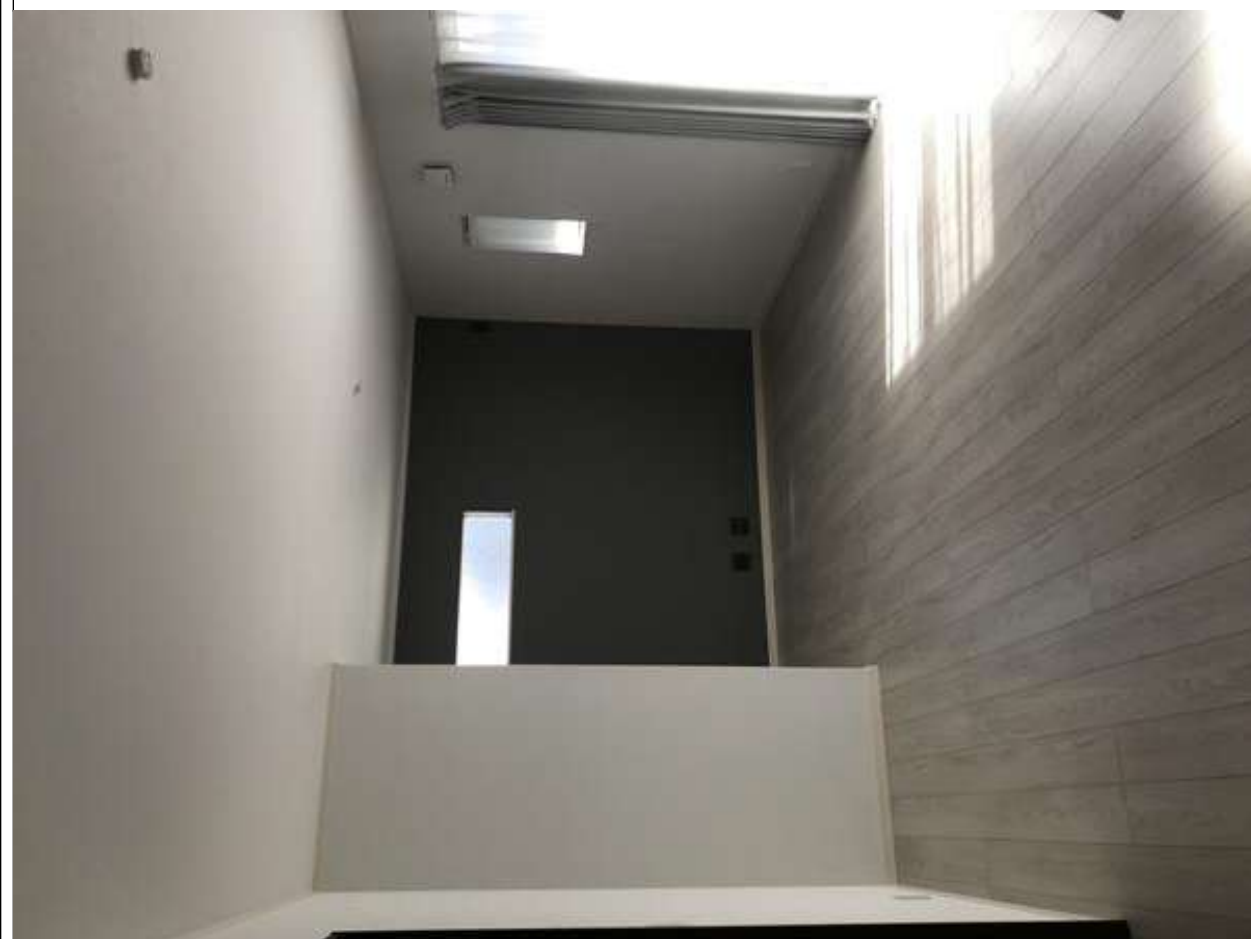
1-9 トイレ設備は仕様書通りに設置する。(2/2)

備考



1-15 エアコン設置工事・物干取付工事・カーテンレール取付工事・可動棚設置工事・下駄箱設置工事等を必要個所に行う。

備考



1-18 残材・工事看板・仮設トイレ・仮設電気などを撤去。(1/2)

備考



1-18 残材・工事看板・仮設トイレ・仮設電気などを撤去。(2/2)

備考

